

## 令和5年度朝日町合併処理浄化槽修繕事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽の修繕を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とする。その交付等に関しては、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽：朝日町合併処理浄化槽の普及に関する条例第2条第3号の合併処理浄化槽であって、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」の適用を受けるものにあつては、同指針に適合するもの。
- (2) 住宅：町内に存する住宅で、自ら居住する住宅。なお所有者及び居住者は次のいずれにも該当しないこと
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）
  - ロ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあるとみとめられるもの
- (3) 大谷地区集落排水処理区域：各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理する施設（農業集落排水処理施設）がある区域。大谷第1区から大谷第6区の区域をいう。

### (交付の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金申請時において、当該住宅に住所を有する者。ただし、当該住宅に住所を有しない場合は、完了報告から1年以内に当該住所に住居する者
- (2) 補助金申請年度の3月10日まで完了報告書を提出できる者
- (3) 町税等に滞納がない者

- (4) 昨年度に浄化槽法第11条に規定する法定検査を受検しており、今後も受検する者
- (5) 所有者もしくは同居親族が暴力団員でないこと
- (6) 大谷地区集落排水処理区域を除いた地区

(交付対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事は、次の各号に掲げるいずれにも該当する工事とする。

- (1) 町内の住宅(併用住宅を含む)、集会施設、事業所に設置された合併処理浄化槽であること
- (2) 保守点検業者より修繕が必要とされた合併処理浄化槽躯体、槽内仕切版、担体の補充補修、水中ポンプ・ブロワ・マンホールの更新であること
- (3) 設置後20年を経過した合併処理浄化槽であること
- (4) 修繕費用が10万円以上のもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の修繕に要する費用に相当する額とし、以下に定める額を限度額とする。

- (1) 補助対象経費の50%とし、10万円を上限額とする
- (2) 補助金額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 着手前の写真(合併処理浄化槽が確認でき、故障箇所が分かるもの)
- (2) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (3) 町税の完納証明書
- (4) 浄化槽設置・管理に係る誓約書
- (5) 合併処理浄化槽修繕見積書(合併処理浄化槽工事明細書)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めた場合は、朝日町合併処理浄化槽修繕事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に、申請内容を変更又は取り下げる場合は、朝日町合併処理浄化槽修繕事業費補助金変更(取り下げ)承認申請書(様式第3号)を町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を朝日町合併処理浄化槽修繕補助金変更(取り下げ)承認通知書(様式第4号)を申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 申請者は、工事が完了した場合は、事業完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽工事費に要した経費の精算書(合併処理浄化槽工事明細書)
- (2) 浄化槽工事の施工写真(工事中、工事完了状況が確認できるもの)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条に規定する完了報告書の提出があった場合は、その内容を審査及び現地調査等を行い、その報告を適正と認めた場合は、申請者に朝日町合併処理浄化槽修繕事業費補助金確定通知書(様式第6号)を通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条に規定する確定通知書を受けた場合は、速やかに朝日町合併処理浄化槽修繕事業費補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第12条 町長は、申請者が、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された申請者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。